

平成29年9月1日解禁

報道関係者各位

平成29年9月1日  
照会先  
岐阜労働局労働基準部賃金室  
室長 奥谷 真児  
賃金指導官 安藤 行広  
電話 058-245-8104

## 岐阜県最低賃金の改正を決定

### — 10月1日から時間額800円に—

- 1 平成29年9月1日、岐阜労働局長（稲原 俊浩）は、本年10月1日から岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第4号）の最低賃金額を1時間776円から800円（引上げ額24円、引上げ率3.09%）に引き上げる改正を決定した。
- 2 引上げ額24円は、バブル期以来の大幅なものである。中小企業・小規模事業者への支援施策として、業務改善助成金、キャリアアップ助成金などを準備しており、特にキャリアアップ助成金については、最低賃金の改正に伴う義務的な賃金引上げについても改正発効前（9月30日）までに手続きをすれば助成金の支給を受けることができるようになったため、積極的に利用していただきたい（チラシ参照）。
- 3 岐阜県最低賃金は、岐阜県内の全事業場（約7万）及びそこで働くすべての労働者（パート、アルバイトを含め約76万人）に適用される。  
なお、この最低賃金額改定による影響率（※）は7.2%であり、推計で2万5千人以上の労働者の賃金引上げが必要となる。

（※）「影響率」とは、製造業99人以下、非製造業29人以下の事業場における改定後の最低賃金額（800円）未満の労働者の割合である。

添付資料 岐阜県最低賃金の推移  
チラシ